

江東区私立保育所施設整備費補助要綱

平成8年3月29日

江厚保第547号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき認可を受けた事業者が、私立保育所（以下「保育所」という。）を整備するに当たり、その整備に要する費用について補助を行うことにより保育所施設の整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、区内の待機児童が多い等の理由により区長が必要と認める地域に保育所を設置し、又は設置を予定している事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。ただし、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金を受けて行う事業を除く。

- (1) 別表第1に掲げる整備内容に該当する事業
- (2) 賃借した物件において保育所の整備を行う事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費であつて、前条第1号に定める事業にあつては別表第2に定める経費とし、同条第2号に定める事業にあつては別表第3に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが、建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く。）に要する費用
- (3) 職員の寄宿に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額と

し、予算の範囲内で交付する。

(1) 第3条第1号に定める事業 次のア及びイにより算定した額の合計額

ア 工事費 補助金交付対象額（別表第2に規定する補助対象経費の総額から当該補助対象経費に係る寄附金その他の収入額を差し引いた額又は実際に支出した補助対象経費の額のいずれか少ない額をいう。以下同じ。）又は別表第4に規定する各区分の単価により積算した額のいずれか少ない額の16分の15に相当する額

イ 大規模修繕等に係る仮施設整備工事費 補助金交付対象額の16分の15に相当する額

(2) 第3条第2号に定める事業 次のア及びイにより算定した額の合計額

ア 工事費 別表第3に規定する補助対象経費（当該補助対象経費の総額から当該補助対象経費に係る寄附金その他の収入額を差し引いた額又は実際に支出した補助対象経費の額のいずれか少ない額をいう。）又は別表第5に規定する各区分の基準額のいずれか少ない額の16分の15に相当する額

イ 開設前賃料 3,075万円又は実際に支出した賃料（工事着手から開所までの期間の賃料及び礼金をいう。）の額（1月に満たない期間については、日割り計算で算出した額）の4分の3に相当する額のいずれか少ない額

2 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、江東区私立保育所施設整備費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

(1) 理由書

(2) 申請額算出内訳（別記第2号様式）

(3) 事業計画書（別記第3号様式）

(4) 当該補助対象事業に係る歳入歳出予算書又は見込書の抄本

(5) 国若しくは他の公共団体等から補助を受け、又は受けようとする場合に

は、その補助の決定を証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるものについては江東区私立保育所施設整備費補助金交付決定通
知書（別記第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、不適当と
認めるものについては江東区私立保育所施設整備費補助金交付申請却下通知
書（別記第5号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の交付決定に際し、必要に応じて条件を付することができる。
(取下げ)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）
は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、
交付決定通知書を受領した日から14日以内に江東区私立保育所施設整備費
補助金交付申請取下書（別記第6号様式）を区長に提出するものとする。
(工事契約の適正確保)

第9条 工事契約は、補助事業者が規定する財務、経理等に係る規程等により
適正に行うものとする。
(交付決定の変更等の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに江
東区私立保育所施設整備費補助金交付決定変更等承認申請書（別記第7号様
式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の建物の規模、構造、用途又は入所定員を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の承認について、必要に応じて条件を付することができるも
のとし、江東区私立保育所施設整備費補助金交付決定変更等承認通知書（別
記第8号様式）により補助事業者に通知する。
(状況報告)

第11条 補助事業者は、区長が補助対象事業の適正な執行を期するため、補

助対象事業の進捗状況に係る報告又は書類等の提出を求めたときは、適切かつ速やかに対応しなければならない。

(補助対象事業の完了時期)

第12条 補助対象事業は、補助金の交付決定に係る会計年度中に完了しなければならない。ただし、補助対象事業の遂行上区長が特に認めるときは、この限りでない。

(事故報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が前条に規定する完了時期までに完了しないことが見込まれる場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第14条 区長は、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し補助対象事業の適正な遂行を命じることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、当該事業が完了した日又は当該廃止承認の通知を受領した日から20日を経過した日までに、江東区私立保育所施設整備費補助金実績報告書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に報告しなければならない。

(1) 精算額内訳書(別記第10号様式)

(2) 事業実績報告書(別記第11号様式)

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(額の確定)

第16条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の精査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第12号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第17条 前条の規定により、補助金の額の確定を受けた補助事業者は、江東区私立保育所施設整備費補助金交付請求書（別記第13号様式。以下「交付請求書」という。）により区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、補助事業者に対し速やかに補助金を支払う。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者は、区長が特に必要と認めるときは、前条の規定による補助金の額の確定前であっても、交付決定通知書により通知した額の90パーセントを限度として、交付請求書により補助金の交付を請求することができる。

（交付決定の取消し）

第18条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、江東区私立保育所施設整備費補助金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により、補助事業者に通知する。

（補助金の返還及び精算）

第19条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 区長は、第17条第2項及び第3項の規定により補助金が交付されている場合で、補助事業者に第16条の規定により確定した額を超える金額が交付されているときは、期限を定めてその精算を命じなければならない。

3 区長は、第17条第2項又は第3項の規定により補助金が交付されている場合で、私立保育所の開設後補助事業者が補助対象事業を廃止したときは、第16条の規定により確定した額に次の表に定める開設年数に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額の返還を命じなければならない。

開設年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
	割合	50%	40%	30%	20%

4 補助事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第15号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、区長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還させることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第20条 補助金の交付を受けた補助事業者が、前2条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

4 区長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（補助金の交付の制限）

第21条 区長は、第18条の規定により補助金の交付決定を取り消した者に対しては当該取消しをした年の翌年度から、第19条第1項から第3項までの規定により補助金の返還を命じた者に対してはその返還完了の日から3年間は新たに補助を行わないものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（財産処分等の制限）

第22条 補助事業者が、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他財産を補助金の交付目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ区長の承認を得なければならない。ただし、補助対象事業により取得した後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

2 補助対象事業により取得した財産は、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 区長は、第1項に規定する区長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（書類の整備保管）

第23条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日の前日の属する年度に完了する補

助事業の当該年度分から適用する。

附 則

この規程は、平成20年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに自己の所有する施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	自己の所有する既存施設について、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて（平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を準用し整備をすること。
改造	増築	自己の所有する既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	自己の所有する既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	自己の所有する既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
整備		（次世代育成支援対策施設整備事業） 社会福祉法人が設置する自己の所有する施設について、老朽民間児童福祉施設の整備について（平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。

別表第2（第4条、第5条関係）

補助対象経費	内容
--------	----

本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）
保育所開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用（整備費の対象とならない備品類の購入費、開設前の職員研修費用等開設準備に必要な費用） ※ 保育所の開設日の前日までに納品又は実施されたものに限る。
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合又は既に土地を賃借している場合で新たに保育所を整備するときに必要な費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費（平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策整備交付金における特殊附帯工事の取り扱いについて」を準用）
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	増築、増改築又は大規模修繕等に係る解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（平成20年6月12日雇児発第0612007号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」を準用（交付基準の算定を除く。） ※ 大規模修繕等の場合は、仮設施設整備工事費のみを補助対象経費とする。

別表第3（第4条、第5条関係）

補助対象経費	内容
改修費等	賃借した物件における保育所の本園又は分園の新

	設、定員の拡大、老朽化に伴う必要な改修整備等に係る費用 ※ 建物の躯体工事費等を除く内装工事費等に限る。
設備整備費	備品費、消耗品費、機械器具購入費（据付費を含む。） その他設備に必要な経費 ※ 保育所の内装工事と別に発注するものを除く。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
特別な事由により 区長が特に必要と 認めた工事費	施設整備に必要な工事請負費

別表第4（第5条関係）

(1) 本体工事費

単位：千円

定員区分	定員 20名 以下	定員 21～ 30名	定員 31～ 40名	定員 41～ 70名	定員 71～ 100 名	定員 101 ～ 130 名	定員 131 ～ 160 名	定員 161 ～ 190 名	定員 191 ～ 220 名	定員 221 ～ 250 名	定員 251 名 以上	
保育所 全体に 係る工 事	107, 850	113, 100	131, 400	149, 850	194, 550	234, 000	270, 900	307, 650	341, 850	378, 750	420, 900	
特殊附帯工事											14,850	
創設時における放課後 児童クラブの併設											14,850	
設計料加算	本体工事費に係る補助基準額（保育所開設準備費加算及び土地 借料補助加算を除く。）の5%											
保育所 開設準 備費加	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算											
	51	41	33	29	23	20	18					17

算							
地域の余裕スペース活用促進加算	15,300						
土地借料補助加算	43,650						
高騰加算	本体工事費に係る補助基準額（本体工事費、特殊附帯工事、解体撤去工事費、仮施設整備工事費及び地域の余裕スペース活用促進加算）の25%						

備考

- 1 増築、一部増改築等定員の全てが工事に係らない場合は、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。この場合において、工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも小数点以下切捨て）
- 2 大規模修繕等については、工事請負業者3社の見積りのうち、最も低い価格を基準額とすること。
- 3 認定こども園を構成する保育所を整備する場合は、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。
- 4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園等の都市施設等をいう。）を活用し保育所を整備するときにおいて、本体工事の補助基準額に加算すること。

(2) 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費

単位：千円

定員区分	解体撤去工事費	仮施設整備工事費
定員20名以下	2,157	3,841
定員21～30名	2,445	4,686
定員31～40名	3,259	5,680
定員41～70名	4,102	7,890
定員71～100名	5,785	11,836
定員101～130名	6,945	14,205
定員131～160名	8,680	17,755

定員161～190名	10,416	19,413
定員191～220名	12,151	22,650
定員221～250名	13,890	25,885
定員251名以上	15,625	29,121

備考

- 1 一部増改築等定員の全てが工事に係らない場合、既存施設の工事に係る定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも小数点以下切捨て）
- 2 認定こども園を構成する保育所を整備する場合は、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

別表第5（第5条関係）

（単位：千円）

定員区分	定員 20名 以下	定員 21～ 30名	定員 31～ 40名	定員 41～ 70名	定員 71～ 100 名	定員 101 ～ 130 名	定員 131 ～ 160 名	定員 161 ～ 190 名	定員 191 ～ 220 名	定員 221 ～ 250 名	定員 251 名以 上
保育所 全体に 係る工 事	107, 850	113, 100	131, 400	149, 850	194, 550	234, 000	270, 900	307, 650	341, 850	378, 750	420, 900

備考 増築等定員の全てが工事に係らない場合は、既存施設の工事に係る定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。この場合において、工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも小数点以下切捨て）

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

江 東 区 長 殿

事業者名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ (印)

江東区私立保育所施設整備費補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 申請額算出内訳 申請額算出内訳（別記第2号様式）のとおり
- 3 事業計画 事業計画書（別記第3号様式）のとおり

（添付書類）

歳入歳出予算書（見込書）抄本

申請額算出内訳

(事業者名)

単位：円

施設名	項目	補助対象経費の 実支出(予定)額 A	基準額 B	選定額 AとBの合計を比較して 少ない方の額 C	補助率 D	補助金 申請額 E=C×D
	本体 工事費	工事費又は工事請負費		/	1	/
	工事費	工事事務費				
	保育所開設準備費(備品等購入費)					
	土地借料					
	特殊附帯工事費					
	解体撤去工事費					
	仮施設整備工事費					
	創設時における放課後児童クラブの併設					
	設計料加算					
	地域の余裕スペース活用促進加算					
	高騰加算					
	合計					

- (注) 1 A欄には、別表第2の対象経費の実支出(予定)額を記入すること。
 (注) 2 B欄には、別表第2及び別表第4に該当する場合は表に基づく金額を記入すること。

大規模修繕等に係る仮施設整備工事費補助

算定	補助対象経費の総額 ①	当該補助対象経費に係る 寄附金その他の収入額 ②	①から②を差し引いた額 ③	補助対象経費の 実支出(予定)額 ④	選定額 ③と④を比較して 少ない額 ⑤	補助申請額 ⑤の15/16 ⑥

申請額算出内訳

(第3条第2号に定める事業)

整備区分

施設名

区分	実支出額による算定額						別表第5に規定する各区分単価による算定額		補助申請額
	設置者の 総事業費	寄附金 その他の 収入額	A-B	補助対象経費の実支出 (予定)額	CとDを比較して少ない方の 額	$E \times 15 / 16$	基準額	15 / 16	FとJを比較して少 ない額
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	I 円	J 円	K 円
主体工事費(補助対象のみ)									
設計費									
その他の工事費									
設備整備費									
合計									

(注1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

(注2) B欄には、移行時特別積立金を含めること。

(注3) F欄には、第4条による整備区分について各々の算出方法に基づき算出した基準額(補助対象経費)の合計に16分の15を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て)を記入すること。

(注4) J欄には、第5条による各々の区分に基づき算出した基準額(補助対象経費)に16分の15を乗じたものを記入すること。

開設前賃料補助

区分	実支出額による算定額					補助基準額	補助上限額	補助申請額
	設置者の 支払う開設前 賃料及び礼金	寄附金 その他の 収入額	A-B	補助対象経費の 実支出(予定)額	CとDを比較して 少ない方の額	$E \times 3 / 4$ (千円未満 切捨て)	30,750,000	F・Gを比較して 少ない額
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
							30,750,000	

※工事着工後が開設前賃料補助の対象となります。

別記第3号様式（第6条関係）

事業計画書

【対象施設の概要】

- (1) 施設の名称： (2) 施設の所在地：
(3) 事業の目的及び効果：
(4) 入所定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

【施設整備費】

1 施設の規模及び構造

- (1) 整備事業（解体撤去工事・仮設施設整備工事を除く。）

- ① 敷地面積： m^2
② 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）：
③ 施設整備の区分（創設、拡張等の別）：
④ 建物の面積 建築面積： m^2 、延面積： m^2
⑤ 建物の構造： 造

（注）配置図及び各階平面図を添付すること（各室に室名及び面積を明記すること。）。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

- (2) 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- ① 建物の面積 建築面積： m^2 、延面積： m^2
② 建物の構造： 造
③ 建築年月日： 年 月 日
④ 施設整備の区分：（ 年度〔国庫・民間・自己資金・その他（ ）〕）
⑤ 処分（取り壊し）年月日： 年 月 日

（注）既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

- (3) 仮設施設整備工事

- ① 建物の面積 建築面積： m^2 、延面積： m^2
② 建物の構造： 造

（注）配置図及び各階平面図を添付すること（各室に室名及び面積を明記すること。）。

2 整備費内訳（申請額算出内訳（別記第2号様式）と一致すること）

- (1) 工事費又は工事請負費 円
(2) 工事事務費 円
(3) 保育所開設準備費（自己所有物件のみ） 円
(4) 土地借料（建物賃料） 円
(5) 特殊附帯工事費 円
(6) 小計（本体工事費） 円

- (7) 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費
 (解体撤去工事費) 円
 (仮施設整備工事費) 円
- (8) 合 計 円
- (注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

3 財源内訳

- (1) 区補助金 円
- (2) 設置者負担金 円
 (内訳) 一般財源 円
 借入金 円
 寄付金 円
- (3) 合 計 円

4 施工計画

- (1) 契約年月日： 年 月 日
- (2) 着工年月日： 年 月 日
- (3) 竣工年月日： 年 月 日
- (4) 事業開始年月日： 年 月 日
- (5) 解体撤去工事関係
- ① 着工年月日： 年 月 日
- ② 完了年月日： 年 月 日
- (6) 仮施設整備工事関係
- ① 着工年月日： 年 月 日
- ② 竣工年月日： 年 月 日
- ③ 仮施設の使用期間： 年 月 日～ 年 月 日

別記第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

事業者名

所在地

代表者名 殿

江東区長

江東区私立保育所施設整備費補助金交付決定通知書

標記の件について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助対象事業の内容等
この補助金の交付対象となる事業は、江東区私立保育所施設整備費補助要綱第3条に定める事業であって、内容は、 年 月 日付で申請のあったとおりとする。
- 3 補助金の交付方法
この補助金は、補助事業完了後に交付する。
- 4 補助条件
江東区私立保育所施設整備費補助要綱の規定を遵守すること。
- 5 申請の取下げ
この交付決定の内容又は条件に不服があるときは、交付決定通知受領後14日以内に、江東区私立保育所施設整備費補助金交付申請取下書（別記第6号様式）により、申請の取下げをすることができる。

別記第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

事業者名

所在地

代表者名 殿

江東区長

江東区私立保育所施設整備費補助金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった江東区私立保育所施設整備費補助金については、下記の理由により却下することに決定したので、通知します。

記

却下理由

別記第6号様式(第8条関係)

年 月 日

江 東 区 長 殿

事業者名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ (印)

江東区私立保育所施設整備費補助金交付申請取下書

年 月 日付 第 号で決定のあった江東区私立保育所施設整備費補助金について、下記の理由により申請を取り下げます。

記

取下げ理由

別記第7号様式（第10条関係）

年 月 日

江 東 区 長 殿

事業者名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ (印)

江東区私立保育所施設整備費補助金交付決定変更等承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった江東区私立保育
所施設整備費補助金について、下記の理由により変更を申請いたします。

記

1 変更理由

2 変更内容

別記第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

事業者名

所在地

代表者名 殿

江東区長

江東区私立保育所施設整備費補助金交付決定変更等承認通知書

年 月 日付で変更申請のあった江東区私立保育所施設整備費補助金については、下記の内容を変更することを承認したので、通知します。

記

変更承認内容

別記第9号様式（第15条関係）

年 月 日

江 東 区 長 殿

事業者名 _____
所在地 _____
代表者名 _____ (印)

江東区私立保育所施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度江東区私立保育所施設整備費補助金に係る事業実績について、下記のとおり、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額内訳書 精算額内訳書（別記第10号様式）のとおり
- 2 事業実績報告書 事業実績報告書（別記第11号様式）のとおり

（添付書類）

歳入歳出決算書（見込書）抄本

精算額内訳書

○基本情報

事業者名 _____
 担当者名 _____
 電話 _____ F A X _____

(フリガナ) 施設名			(フリガナ) 設置主体名		
所在地	(移転前)		(移転後)		
整備区分	<input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 民老 <input type="checkbox"/> 大規模修繕等				
加算区分	<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ <input type="checkbox"/> 設計料 <input type="checkbox"/> 開設準備 <input type="checkbox"/> 特殊付帯工事 <input type="checkbox"/> 地域の余裕スペース <input type="checkbox"/> 土地借料補助 <input type="checkbox"/> 高騰加算				
工事進捗率	単年度(年度 %)		建物延面積 及び構造	整備前 階 m ² ⇒ 整備後 階 m ²	
	継続(年度 %～ 年度 %)			整備前 階 m ² ⇒ 整備後 階 m ²	
合築の状況	<input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他()		定員	現在 名 ⇒ 増減 名 ⇒ 整備後 名	
本 体 工 事	契約年月日	年 月 日	解体工事	着工年月日	年 月 日
	着工年月日	年 月 日		完了年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日	仮設工事	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	開所(予定)年月日	年 月 日		仮設施設使用期間	年 月 日～ 年 月 日

施設整備区分	補助対象経費の実支出額(A)	基準額(B)	大規模修繕等の場合
本 体 工 事 費	工事費又は 工事請負費		補助対象経費の 実支出額
	工事事務費		
特殊付帯工事費		該当工事名 ()	修繕内容
設計料加算			
解体撤去工事費			
仮設施設整備工事費			
保育所開設準備費加算		基準額×定員増数 〔 〕円 〔 〕人	
創設時における 放課後児童クラブの併設			
土地借料補助加算			
地域の余裕スペース活用促進加算			
高騰加算			
合計	円	円	
(C) 選定額	上記(A)又は(B)の合計の少ない金額		円
補助金算定額	(C) × 15 / 16 (1,000円未満切捨)		円
備 考 (工事の概要)			

(添付書類)

- 1 工事請負契約書の写し
賃借した物件の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
- 2 工事事務費の使途が確認できる書類
- 3 工事費及び工事事務費の内訳が確認できる書類
- 4 保育所開設準備費の使途が確認できる書類
- 5 土地借料補助加算対象の場合は、当該土地の賃貸借契約書の写し
- 6 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（複数年にわたる事業の場合は工事の出来高が分かる書類（最終年度を除く。））
- 7 建物平面図（各室に室名及び建築面積を明記すること。）
- 8 建物内外主要部分の写し

精 算 額 内 訳 書

(第3条第2号に定める事業)

整備区分

施設名

区分	実支出額による算定額						別表第5に規定する各区分単価による算定額		交付申請額	交付決定額
	設置者の 総事業費	寄附金 その他の 収入額	A-B	補助対象経費 の実支出額	CとDを比較して 少ない方の額	E×15/16	基準額	G×15/16		
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
主体工事費(補助対象のみ)										
設計費										
その他の工事費										
設備整備費										
合計										

(注) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

開設前賃料補助

区分	実支出額による算定額					補助基準額	補助上限額	交付申請額	交付決定額
	設置者の 支払う開設前賃料 及び礼金	寄附金 その他の 収入額	A-B	補助対象経費 の実支出額	CとDを比較して 少ない方の額	E×3/4 (千円未満 切捨て)	30,750,000		
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円
							30,750,000		

別記第11号様式（第15条関係）

事業実績報告書

【対象施設の概要】

- (1) 施設の名称：
- (2) 施設の所在地：
- (3) 事業の目的及び効果：
- (4) 入所定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

【施設整備費】

1 施設の規模及び構造

- (1) 整備事業（解体撤去工事・仮施設整備工事を除く。）

- ① 敷地面積： m^2
- ② 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）：
- ③ 施設整備の区分（創設、拡張等の別）：
- ④ 建物の面積 建築面積： m^2 、延面積： m^2
- ⑤ 建物の構造： 造

- (2) 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- ① 建物の面積 建築面積： m^2 、延面積： m^2
- ② 建物の構造： 造
- ③ 建築年月日： 年 月 日
- ④ 施設整備の区分：（ 年度〔国庫・民間・自己資金・その他（ ）〕）
- ⑤ 処分（取り壊し）年月日： 年 月 日

- (3) 仮施設整備工事

- ① 建物の面積 建築面積： m^2 、延面積： m^2
- ② 建物の構造： 造

2 支出済事業費総額（精算額内訳書（別記第10号様式）と一致すること）

(1) 工事費又は工事請負費	円
(2) 工事事務費	円
(3) 保育所開設準備費（自己所有物件のみ）	円
(4) 土地借料（建物賃料）	円
(5) 特殊附帯工事費	円
(6) 小計（本体工事費）	円
(7) 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	
（解体撤去工事費）	円
（仮施設整備工事費）	円
(8) 合 計	円

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等を添付すること。

3 施工期間

(1) 契約年月日：	年	月	日	
(2) 着工年月日：	年	月	日	
(3) 竣工年月日：	年	月	日	
(4) 事業開始年月日：	年	月	日	
(5) 解体撤去工事関係				
① 着工年月日：	年	月	日	
② 完了年月日：	年	月	日	
(6) 仮施設整備工事関係				
① 着工年月日：	年	月	日	
② 竣工年月日：	年	月	日	
③ 仮施設の使用期間：	年	月	日～	年 月 日

4 その他参考事項

(添付書類)

- ① 賃借した物件の場合は、賃貸借契約書の写し
- ② 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証）

- ③ 建物平面図（各室に室名及び建築面積を明記すること。）及び立面図
- ④ 建物内外主要部分の写真
- ⑤ その他必要な書類

別記第12号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

事業者名

所在地

代表者名 殿

江東区長

江東区私立保育所施設整備費補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した 年度江東区私立
保育所施設整備費補助金については、年 月 日付で提出のあった事業実績
報告に基づき、下記のとおり補助金の額を確定する。

記

1 補助金確定額 金 _____ 円

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

江東区私立保育所施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

江 東 区 長 殿

事業者名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ (印)

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	一
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年度江東区私立保育所施設整備費補助金について、上記金額を請求します。

〔内訳〕

施設名 _____

整備区分	補助金 交付決定額	補助金 確定額	既受入済額	今回請求額
合計				

(添付書類)

支払を確認できる書類(領収書等)

※ ただし、補助金の受領後に支払うものに関しては、支払完了後速やかに提出すること。

別記第14号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

事業者名

所在地

代表者名 殿

江東区長

江東区私立保育所施設整備費補助金交付決定取消通知書

標記の件について、 年 月 日付で通知した江東区私立保育所施設整備費補助金交付決定書については、下記の理由により補助金の交付決定の（全部・一部）を取り消すことに決定したので、通知します。

記

取消し理由

※江東区私立保育所施設整備費補助要綱第18条の規定により交付決定の取り消しを受けた者に対しては当該取消しをした年の翌年度から、第19条第1項から第3項までの規定により補助金の返還を命じた者に対してはその返還完了の日から3年間は新たに補助を行わないものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

別記第15号様式（第19条関係）

年 月 日

江 東 区 長 殿

事業者名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ (印)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度江東区私立保育所施設整備費補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 整備計画内における施設の名称： _____

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等